

## 首都圏大深度地下使用協議会運営要領

## (目的及び設置)

第1条 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）第7条の規定により、首都圏における公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために必要な協議を行うため、首都圏大深度地下使用協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (要領の適用)

第2条 協議会の運営に関しては、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

## (会議の構成)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

## (議長)

第4条 会議に議長を置き、関東地方整備局長をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

## (会議の招集)

第5条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

## (幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置き、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

2 幹事会に代表幹事を置き、関東地方整備局建政部長をもって充てる。

3 幹事会の幹事は、必要に応じて代表幹事が招集する。

## (オブザーバー)

第7条 協議会に別紙3に掲げるオブザーバーを置く。

## (要領の変更)

第8条 この要領の変更は、議長が協議会に諮って行うものとする。但し、機関又はその組織の名称変更等に伴う軽微な変更については、議長の専決により処理することができる。

2 議長は、前項の規定による専決処分をしたときは、次回の協議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、関東地方整備局建政部計画管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成13年6月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成15年1月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年1月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年1月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成29年10月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成30年6月4日から施行する。

委員 総務省消防庁次長  
文部科学省文化庁次長  
厚生労働省生活衛生・食品安全審議官  
国土交通省都市局長  
国土交通省政策統括官  
環境省大臣官房審議官（水・大気環境局担当）  
関東管区警察局長  
東京都警察情報通信部長  
北関東防衛局長  
南関東防衛局長  
関東総合通信局長  
関東財務局長  
関東農政局長  
関東経済産業局長  
関東地方整備局長  
関東運輸局長  
茨城県知事  
埼玉県知事  
千葉県知事  
東京都知事  
神奈川県知事  
警視庁総務部長

幹 事 総務省消防庁特殊災害室長  
文部科学省文化庁文化財部記念物課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
国土交通省都市局都市政策課長  
環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室長  
関東管区警察局広域調整部長  
東京都警察情報通信部通信施設課長  
北関東防衛局企画部長  
南関東防衛局企画部長  
関東総合通信局情報通信部長  
関東財務局管財第一部長  
関東農政局農村振興部長  
関東経済産業局地域経済部長  
関東経済産業局資源エネルギー環境部長  
関東地方整備局企画部長  
関東地方整備局建政部長  
関東地方整備局河川部長  
関東地方整備局道路部長  
関東運輸局交通政策部長  
関東運輸局鉄道部長  
茨城県土木部長  
茨城県教育委員会教育長  
埼玉県都市整備部長  
埼玉県教育委員会教育長  
千葉県県土整備部都市整備局長  
千葉県教育委員会教育長  
東京都都市整備局都市基盤部長  
東京都教育庁地域教育支援部長  
神奈川県県土整備局長  
神奈川県教育局長  
警視庁総務部企画課長

オブザーバー

会 議 さいたま市長  
千葉市長  
横浜市長  
川崎市長  
相模原市長

幹事会 さいたま市都市局都市計画部長  
千葉市都市局都市部長  
横浜市建築局企画部長  
川崎市まちづくり局計画部長  
相模原市都市建設局広域交流拠点推進部長